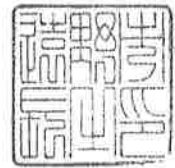




遠野市告示第48号  
平成30年3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

遠野市長 本田 敏秋



- 1 都市計画の種類  
地域地区（用途地域）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
青笹町中沢 26 地割、青笹町中沢 27 地割、青笹町中沢 28 地割、上郷町板沢 4 地割、上郷町板沢 6 地割、上郷町板沢 8 地割及び上郷町板沢 9 地割の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
遠野市中央通り 9 番 1 号  
遠野市役所とぴあ庁舎